

9月10日～16日は自殺予防週間 ひとりで悩まず相談を

☎保健センター ☎423-8811 FAX 423-8833

自殺対策について、広く啓発活動を展開する期間として、毎年、全国で様々な取り組みが行われています。本市では、「こころの健康」に関する動画セミナーの配信と図書の展示コーナーを設けます。また、生きづらさや生活、仕事などの悩みを専門家に相談できる「いのちと暮らしの相談会」を開催します。

■動画の配信

配信期間 9月18日(日)午後9時まで

☑ (一社) 認知行動療法研修開発センター理事長 大野裕氏によるセミナー「こころを元気にする3つのC」

■図書の展示

図書館本館(岸城町)にて、「こころの健康」に関する図書を紹介します。

期間 9月10日(土)～16日(金)

■いのちと暮らしの相談会

弁護士、精神科医師、相談支援員、労働相談員、就労相談員、臨床心理士または公認心理師があなたの相談に応じます。事前申し込み不要、無料です。当日は祭礼の試験曳きにより交通規制があります。ご注意ください(本紙8月号2面参照)。

日・時 9月16日(金)午後1時半～5時(受け付けは午後4時まで)

場 保健センター(別所町3丁目)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、氏名や連絡先などをお伺いします。同伴者は1人程度でお願いします。

■電話相談& SNS 相談

悩みを抱えている人は、専門機関にご相談ください。また、身近な人の悩みに気づいたら、寄り添い、専門家への相談をすすめ、見守りましょう。



動画はこちらから



悩みの相談窓口 一覧

自殺予防について	
関西いのちの電話 24時間、365日	☎06-6309-1121
大阪自殺防止センター 金曜日13:00～日曜日22:00	☎06-6260-4343
こころの救急箱 月曜日19:00～火曜日3:00、木・土曜日19:00～22:00	☎06-6942-9090
「自殺予防いのちの電話」 毎日16:00～21:00、毎月10日8:00～11日8:00	☎0120-783-556
こころの健康相談統一ダイヤル 月～金曜日9:30～17:00、18:30～22:30(9/1(土)9:30～9:30(金)17:00は24時間体制で受け付け)	☎0570-064-556
こころの健康全般について	
大阪府こころの健康総合センター 月・火・木・金曜日(祝日、年末年始を除く)9:30～17:00	☎06-6607-8814
若者専用電話相談(40歳未満) 水曜日(祝日、年末年始を除く)9:30～17:00	☎06-6607-8814
岸和田保健所 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)9:00～17:45	☎422-6070
大阪府妊産婦こころの相談センター 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)10:00～16:00	☎0725-57-5225
自死遺族相談(予約制)	
大阪府こころの健康総合センター 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)9:00～17:45	☎06-6691-2818
新型コロナウイルス感染症に関するこころのケアについて	
新型コロナこころのフリーダイヤル 毎日9:30～17:00	☎0120-017-556
SNS相談 大阪府こころのほっとライン新型コロナ専用 水・土・日曜日17:30～22:30(受け付けは22:00まで) LINE(文字チャット)で相談にお応えします。	☎ LINE 友だち登録はこちらから

住宅の耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修に伴う 固定資産税の減額

☎固定資産税課家屋担当 ☎423-9428

適用要件・手続きなどの詳細は、お問い合わせ下さい。

■住宅耐震改修に伴う減額

昭和57年1月1日以前に建築され、現行の耐震基準に適合するよう、平成29年4月から令和6年3月までの間に一定の改修工事(50万円以上)を施した場合、当該住宅にかかる翌年度の固定資産税が2分の1減額になります。ただし、1戸当たり120㎡を限度とします。※バリアフリー改修・省エネ改修に伴う減額と同時に減額されません。

■住宅のバリアフリー改修に伴う減額

平成29年4月から令和6年3月までの間に、一定のバリアフリー改修工事が行われ、右表1の①～④を全て満たす住宅は、当該住宅にかかる翌年度の固定資産税が1戸当たり100㎡を限度に3分の1減額されます。※省エネ改修に伴う減額を除き、新築住宅の減額、住宅耐震改修に伴う減額と同時に減額されません。

■住宅の省エネ改修に伴う減額

平成29年4月から令和6年3月までの間に、現行の省エネ基準に新たに適合する省エネ改修工事が行われ、右表2の①及び②を全て満たす

住宅は、当該住宅にかかる翌年度の固定資産税が1戸当たり120㎡を限度に3分の1減額されます。

※バリアフリー改修に伴う減額を除き、新築住宅の減額、住宅耐震改修に伴う減額と同時に減額されません。

(表1) 住宅のバリアフリー改修に伴う減額の要件
①新築された日から10年以上経過した家屋であり、対象となる住宅が以前にバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額を受けたことがないこと
②次の(1)～(3)のいずれかの人が居住する既存の住宅(賃貸住宅を除く) (1)65歳以上の人(2)要介護認定または要支援認定を受けている人(3)障害のある人
③次の(1)～(8)の工事で補助金などを除く、自己負担額が50万円以上のもの (1)廊下の拡幅(2)階段の勾配の緩和(3)浴室の改良(4)便所の改良(5)手すりの取り付け(6)床の段差の解消(7)引き戸への取り替え(8)床表面の滑り止め化
④住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

(表2) 住宅の省エネ改修に伴う減額の要件
①平成26年4月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)
②対象となる省エネ改修工事 次の(1)～(3)までの工事のうち(1)を含む工事で、補助金等を除く工事費用の自己負担額が60万円以上のもの(1)窓の改修工事(必須)(2)天井、床、壁などの断熱改修工事(3)太陽光発電装置の設置工事、高効率空調機の設置工事、高効率給湯器の設置工事、太陽熱利用システムの設置工事 ※外気などと接するものの工事に限る。 ※住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

広告